る常に祈禱をする處にゆき坐して集れる婦女等に語しに　紫布を售ふテアテラの邑の商人にて神を敬ふルデヤと名くる婦きゝゐたり主の心を啓てパウロの語ることに心を用しめ給ふ　かの婦うの家族と偕にバプテスマをうけ求て曰けるい爾曹もし主を信ずる者と我を爲ば我家に來り留れと强て我儕を入しめたり　われら祈禱所に往るとき卜筮をする靈に憑れたる一人の婦の奴隸かれらに遇かれい卜占に因て其主たちに多の利を得させし者なり　パウロと我儕に從ひて喊叫いひけるい此人々い至高き神の僕にて救道を我儕に宣る者なり　この婦かく爲ること久かりければパウロ之を憂かへりみて靈に曰けるい我イエスキリストの名に由て爾に命ず此婦より出よ靈立刻に出　是に於て其主たち利の望すでに去るを見てパウロとシラスを執へ市場に曳て有司等に至れり　既に上官の所に曳來りて曰けるい此人々いユダヤ人にして我儕の邑を擾し　ロマ人たる我儕の受べからず行ふ可らざる所の習俗を傳る者なり　大勢のもの齊く起て彼等をせめ上官うの衣をはぎ命じて之を杖しむ　多く杖てのち獄に入これを固守れと獄吏に命ず獄吏かくの如き命を受しにより彼等を奥の獄わ入て桎をかけたり　斯て夜半ごろパウロとシラス祈禱をなし且神を讚美す囚者ら耳を傾けて之を聞ゐたりしが　俄に大なる地震ありて獄の基礎ふるひ動き門ことゞく直わ啓け衆の囚者の械繫とけたり　獄吏目を醒し獄門の啓けたるを見て囚者すでに逃しと意ひ刀を拔て自殺せんとをければ　パウロ大聲に呼り曰けるい自ら戕ふ勿れ我儕みな此に在　此時かれ火を索て躍いり戰慄てパウロとシラスの前に俯伏　彼等を外に携出して曰けるい君よ我すくはれん爲に何を爲べき乎　彼等いひけるい主イエスキリストを信せよ然らば爾わよび爾の家族も救るべし　遂に彼わよび其家の凡の者に主の道を語れり　この夜の即時かれ二人を誘ひ其杖傷を濯て直に其家族と偕に皆バ

チ 歷二〇十八
リ 路廿四〇四十五
ヌ 創十九〇三、卅三〇十一　士十九〇十一　路廿四〇廿九　來十三〇二
ル 母上廿八〇七
ヲ 徒十九〇廿四
ワ 可一〇廿五、卅四
カ 可十六〇十七
ヨ 太十〇十八
タ 王上十八〇十七　徒十七〇六
レ 哥後十一〇廿三、廿五　撒前二〇二
ソ 徒五〇四十一　彼前四〇十三
ツ 徒五〇十九、十二〇七、十
子 路三〇十　徒二〇卅七、九〇六
ナ 路三〇十六、卅六、六〇四十七　徒十三〇卅八、卅九　路五〇十

プテスマを受　且かれらを己が家わ引來り食物を其前に備すべての家族と偕に神を信じて喜べり　天明わ至て上官たち下吏を遣し曰せけるい其人々を釋べし　獄吏この言をパウロに告て曰けるい上官なんぢらを釋せと言遣せり然ば今いでゝ安然に去　パウロ彼等に曰けるい我儕ロマ人なるに罪を定ずして公然に我儕を杖ち且獄に入たり而して今ひそかに出さんと爲か宜からず彼等みづから來て我儕を引出すべし　下吏この言を上官たちに告ければ彼等うのロマ人なるを聞て懼れ　來て彼等に此より出んことを求つひに引出して又うの邑を去んことを請たり　二人のもの獄を出ルデアの家にいり兄弟等に遇これに勸をなして出去ぬ

第十七章

斯て彼等いアムピポリス及アポロニヤを過てテサロニケに至る此にユダヤ人の會堂わり　パウロ常の如く彼等の中わいり三回安息日ごとに聖書わ本きて彼等と論じ　キリストの必ず苦難をうけ死より甦るべき事を說また我なんぢらわ傳る所の此イエスい即ちキリストなる事を說明せり　是わ於て其中の人々信じてパウロとシラスわ從り又神を敬ふギリシヤ人の之わ從るも多く貴女も少からざりき　然るにユダヤ人これを妬み市井わをる匪類をかたらひ群を成て邑を擾せパウロとシラスを執へ民の前わ曳出さんとてヤソンの家わ來しが　彼等を見出さざりければヤソン及び數人の兄弟を邑宰の前わ曳來て大聲わ曰けるい天下を亂す斯者ども此わまで來れり　ヤソンい之を迎納たり此人々い皆イエスといふ他の王ありと言てカイザルの命わ背く者なり　大衆と邑の宰等これを聞て心を傷しむ　上官いヤソン及うの餘の人々より保狀を取て之を釋せり　兄弟たち夜間わ急ぎパウロとシラスをベレアわ去しむ彼等かこわ至てユダヤ人の會堂わ往り　此處の人々いテサロニケの者よりい性情よきが故わ好て道をきゝ此の

イ 徹前一〇一
ロ 路　〇十六　徒九〇廿、十三〇五、十四、十四〇一、十六〇十三、十九〇八
ハ 路廿四〇廿六、四十四、四十六　徒十八〇廿八　加三〇一
ニ 徒十三〇十六
ホ 羅十六〇廿一
ヘ 徒十六〇廿、廿一
ト 路廿三〇二　約十九〇十二　徹前二〇十三
ム 太八〇廿四
ラ 徒廿二〇廿五、五廿九

チ 樂卅四〇十六 路十六〇廿九 勒五〇卅九
リ 太十〇廿三
ヌ 徒十八〇五
ル 後後二〇八
チ 徒十三〇十六
ワ 勒四〇廿二
カ 徒十四〇十五
ヨ 太十一〇廿五
タ 徒七〇四十八 王上八〇廿
レ 創二〇七 民十六〇廿二、廿七〇三、卅 百十二〇十、廿七〇五、五 十七〇十六 箴四十二〇五、五 亞十二〇一
ソ 雅五十〇八 馬二〇十
ツ 創三〇廿 申十二〇八 百十四〇五
子 申十二〇八
ナ 雅一〇廿
ラ 勒百卅九〇一至十三 徒十四〇十七
ム 百十二〇十 哀一〇三 西一〇十七

如こと果して有か無かを知んとて日々ゐ理書を究れり　是故ゐ其中の人ゐはく之を信ず又ギリシヤの貴女ゐよび男子の信じたる者も少からざりき　テサロニケのユダヤ人い神の言のパウロに因てベレアにも傳りしを知また彼處に至て人々を擾しめたり　是に於て兄弟たち直にパウロを海に適しむ然ども シラスとテモテい尙この處に留りぬ　パウロを伴ひし者かれを携てアテンスに至る其人々パウロよりシラスとテモテを速に來しめよとの命を受て出立り○　パウロアテンスに在て彼等を待る時ろの邑こゞりて偶像に事るを見て甚く心を傷めたり　是故ゐ會堂に於てユダヤ人ゐよび神を敬ふ人々と論じ又日々市に於て其遇とろの者と論ず　時にエピクリアン及ストイクの理學者數人これと相語り或人いひけるい此嘐嘲者なにを言んとする乎また或人いふ彼い異なる鬼神を傳る者の如しと蓋パウロ彼等にイエス及び復生の事を宣しゞ故なり　斯て彼を引つれアレオ山に往て曰けるい爾が語る所の此新しき敎を我儕知せらるゝことを得るや　爾の異聞を我儕の耳に入しゞ故に我儕ろの何事なるを知んとすれば也　凡て此アテンス人ゐよび其地に留れる人い惟新しき事をつげ或い聽事にのみ其日を送れり　パウロアレオ山の中に立て曰けるいアテンスの人よ我なんぢらゞ每事に鬼神を敬ふの甚しきを觀　われ途を行とき爾曹が敬拜とろの者を見しに識ざる神にと刻書し一の祭壇を見出せり故に爾曹が識ずして敬ふ此者を我なんぢらに示さん　ろれ宇宙と其中の萬物を造り給る神い是天地の主なれゞ手にて造れる殿ゐ住たまはず　かつ衆人に生命と氣息と萬物を予たまへゞ物に乏きことなし人の手にて事らるゝものに非ず　また一の血脈より出し凡の民を悉く地の全面に住せ預じめ其時と住ところの界とを定め給へり　此い人をして神を求しめ彼等が或い揣摩うる事あらん爲なり然ども神い我儕各人を離るゝこと遠からざる也　ろれ我儕ゞ彼に賴て生また動また存ることを得なり　爾曹の詩人たちも我儕い其裔なりと云しゞ如し　如此われらい神の裔なれば其神を金銀または石など人の工と功を以て造れる者と均く意ふ可らず　往者に蒙昧し時い神これを不問に爲給しゞ今い何處の人にも皆悔改むることを命じ給ふなり　蓋神すでに其立し所の人により義をもて世を鞫べき日を定め此事に就ていい彼を死より甦らせて其證を衆の人に予たまへゞ也　かれら死たる者の復生の言を聞て或人い戲笑ある人い我儕この言を再び爾に聽んと曰　是に於てパウロ彼等の中より出去る　然ど數人彼に從て信ぜり其中にいアレオ山の裁判人デヂヌシオ及ダマリスと名くる女また其他の人も之と偕に在き

第十八章

此後パウロいアテンスを離てコリントに至る　新近イタリヤより來れる者にてポントに生しアクラと名くるユダヤ人ゐよび其妻プリスキラに遇て其所に至れり彼等がイタリヤより來しいクラウデヨユダヤ人に盡くローマを離と命ぜしゐ因てなり　彼ろの業を同くするに由て之と偕に止りて工を作ぬ其業いい幕屋を製る者なり　斯てパウロい安息日ごとに會堂に於て論じユダヤ人とギリシヤ人を勸たりシラスとテモテマケドニヤより下たる時パウロユダヤ人ゐ向てイエスのキリストなる事を證し道を傳ることに心を凝し居り　然るにユダヤ人い之に敵ひ且誚しに因パウロ衣を拂て彼等に曰けるい爾曹の血い爾曹の首に歸すべし我い咎なし今より異邦人に適んと　遂に此を離てユストと云る人の家ゐいる彼い神を敬ふ者にて其家い會堂に隣れり　會堂の宰クリスポ及ろの家族みな主を信ず又コリント人にて道をきゝ信じてバプテスマを受し者も多りき　主或夜ゐぼろしにパウロに語給ひけるい懼るゝ勿れ默せずして語べし蓋われ爾と偕にあれば爾を害せんとて責る者なし且ての邑に我ゐはくの民あり　是に於てパウロ一年

イ 羅十六〇三、四 哥前十六
ロ 徒十〇廿四 哥前四〇十二 撒前二〇九 撒後三〇八
ハ 徒十七〇二、三
ニ 徒十七〇四、十五
ホ 百卅二〇十八 徒十七〇
ヘ 徒十三〇四十五 彼前四〇
ト 尼五〇十三 太十〇十四
チ 利廿〇九、十一〇十二 母下一〇十六 箴十八〇十
リ 箴三〇十八、十九、卅三〇
ヌ 徒十三〇廿六、廿七
ル 西四〇十一
ヲ 哥前一〇十四
カ 哥前一〇三十一
ヨ 耶一〇十八、十九 太廿八〇廿 提後四〇十七、十八
タ 耶十五〇廿
ウ 多一〇十二
非 箴四十〇十八、四十六〇五
レ 徒七、哈二〇十九、廿
ソ 徒十四〇十六、十七
オ 路十四〇四十七 多二、十一、十二 彼前一〇十四、四〇三
ク 徒十〇四十二 羅二〇十
ヤ 徒二〇廿四 徒十四〇十六 提後五〇十

と六ケ月の間かきらの中に居て神の道を敎へたり○十二ガリヨアカヤの代官たりし時ユダヤ人心を合せて
パウロを攻かれを裁判所に曳來り　十三曰けるゝ此徒ゝ律法に背て神を拜こと人に勸む者なり　十四パウロ口
を啓んとせし時ガリヨユダヤ人に曰けるゝユダヤ人よ若し不義奸惡の事ならば我ゞの爾曹より聽ゝ理なり
十五然ども若し言語あるひゝ名字および爾曹の律法の論ならば爾曹みづから之を理べし我かゝる事の審士
たるを欲ず　十六斯て彼等を裁判所より逐出せり　十七是に於て凡のギリシヤ人會堂の宰なるソステヲを執へ裁
判所の前にて杖扑りガリヨゝ更に此事を意とせざりき○十八パウロ此處に尙久く留り後兄弟に暇を告てプ
リスキラ及アクラと偕に舟にてスリヤに濟る彼ケンクレアに在しとき誓願に因て髮を剪り　十九彼エペソに
至て二人を其處に留おき自ら會堂ゝ入てユダヤ人と論ぜり　二十衆人かれゞ久く偕に居んことを請たれど肯
はずして　二一暇を告て曰けるゝ我この來んとする節を必ずエルサレムに於て守ざるを得ず然ども神許し
給ゞ復び爾曹に返べしと遂に舟出してエペソを去　二二カイザリヤにつき而してエルサレムに上り敎會の
安否を問て後アンテオケに下り　二三暫く此處に住て又出立ガラテヤ及びフルギヤの地を逐次に經て凡の弟
子等を堅せり○二四爰にアレキサンデリアに生しユダヤ人にて辯才あり且聖書ゝ達したるアポロと名る人
エペソに來れり　二五この人夙より主の道の敎を受かつ心を熱してイエスの事を詳細に誨ふ然ど惟ヨハネの
バプテスマを知るのみ　二六かれ始て此會堂に於て憚らず語りければプリスキラとアクラ之を聞て彼を已が
家に招き神の道を尙も詳細に說明せり　二七アポロアカヤに往んとせしかば兄弟たち書を遣て弟子等に彼を
接容んことを勸かれ至て既に恩により信ぜし者を大ゝ助たり　二八蓋かれ聖書を引てイエスのキリストなる
事を示し人々の前にてユダヤ人を甚く辯折たれゞ也

イ 哥前一〇十二、三〇五、六
ロ 徒八〇十六、十一〇十五、十七
ハ 路上三〇七
ニ 徒十八〇廿五
ホ 太三〇十一、十二　約一〇十五、廿七、哥　徒一〇五、十一〇十六、十三〇廿四、廿五
ヘ 徒八〇十六
ト 徒八〇十七
チ 徒十七〇二、十八〇四
リ 徒一〇三、廿八〇廿三
ヌ 提後一〇十五　牧後二〇二、啻十
ル 徒九〇二、廿四〇十四
ヲ 徒十三〇四十六
ワ 徒廿〇哥一
カ 可十六〇廿　徒十四〇三
ヨ 王下四〇廿九　徒五〇十五
タ 太十二〇廿七
レ 可九〇卅八　路九〇四十九
ソ 路一〇六十五、七〇十六　徒二〇四十三、五〇五十一
ツ 太三〇六
ネ 徒六〇七、十二〇廿四

第十九章

アポロのコリントゝ居る時パウロ東の方の地を經てエペソに來り或弟子等に遇て　二之に曰
けるゝ爾曹信者と爲しとき聖靈を受しや答けるゝ我儕ゝ聖靈の有ことだに聞ざりき　三パウロ曰けるゝ然
ば爾曹バプテスマを受て何に入られしや答けるゝヨハネのバプテスマに入られたり　四パウロ曰けるゝヨ
ハネゝ誠に悔改のバプテスマをなし民に向て我の後に來る者すなはちイエスキリストを信ぜよと曰り
彼等これを聞バプテスマを受て主イエスの名に入られたり　六パウロ手を其上に按ければ聖靈彼等に臨み
な異なる諸國の方言にて語かつ預言せり　七其人約ゝ十二人なりき　八パウロ會堂にいり憚らずして神の國
の事を論じ且勸て三ケ月を歷たり　九然に剛愎にして之を信ぜざる人々あり衆の人の前に其道を詆誹けれ
ばパウロ彼等を離れ弟子等をも別させて日々テラノスと云る人の講堂に於て論ぜり　十二年のゐひだ如此
ありしかばユダヤ人もギリシヤ人も凡てアジアに住る者ことゞく主の道を聞ぬ　十一神ゝパウロの手によ
りて希有ふしぎの事を行ひ給へり　十二即ちパウロの身に着たる汗布あるひゝ襜布を取て病者に加ければ病
ゝさり惡鬼ゝ出たり　十三玆に諸所を遊行て呪をなせるユダヤ人あり惡鬼に憑れたる者に向ひ試に主イエス
の名を呼て曰けるゝ我儕ゝパウロが宣る所のイエスに藉て爾に出んことを誓しむ　十四如此なせる者ゝユダ
ヤ人なるスケワと云る祭司の長の七人の子なり　十五惡鬼こたへて曰けるゝ我イエスを知またパウロを識り
然ど爾曹ゝ誰ゾや　十六惡鬼に憑れたる人彼等の上に躍上り之に勝て壓伏ければ彼等傷つけられ裸にて其家
を逃去り　十七此事エペソに住る凡のユダヤ人ギリシヤ人に聞之しかば彼等みな懼を懷ぬ又主イエスの名崇
られたり　十八また信ぜし者のうち多來りて自ら言あらはし其行し事を訴へたり　十九また曩に魔術を行へる多
の者等も其書籍を集人々の前にて焚り其價を計て銀五萬なる事を知り　二十主の道廣ゝ行て勝を得こと此の

ナ 徒廿〇廿二 羅十五〇廿三 亞廿八 加二〇一
ラ 徒十八〇廿一、廿三〇十一
ム 徒十三〇十五 羅十三〇廿三 提後四〇廿
ウ 羅十六〇廿三 提後四〇廿
井 哥後一〇八
ノ 徒九〇二
オ 徒十六〇十六、十九
ク 詩百十五〇四 箴四十四〇 十亞廿 耶十〇三、五 徒十四〇十五、十七〇廿九
ヤ 羅十六〇廿三 哥前一〇十四 徒廿四、廿七〇二 西四〇十 門廿四
マ 徒廿四、廿七〇二 西四
ケ 撒前一〇廿 提後四〇十四 徒十二〇十七

如し○ 二一 此事の竟し後パウロハマケドニヤ及アカヤを過ユルサレムに往んと意を定め曰けるハ我かしこに往て後かならずロマをも見べし 二二 即ち己に事る者の中テモテとエラストの二人をマケドニヤに遣し己ハ暫くアシアに留りぬ 二三 この時ろの道ふついて容易ならぬ騒擾おこれり 二四 蓋一人の銀工あり名をデメテリヨと云かれアルテミスの銀龕を作り工人等に利を得ためしこと僅少からざりき 二五 ろの工人および己が類の業の者を集て曰けるハ人々よ我儕の富るハ此業に藉ることと爾曹の知ところ也 二六 此パウロ手わて作れる者ハ神に非ずと曰て衆の人を誘惑し第にエペソ耳ならず幾どアシア中に及せり是また爾曹ゞ見ところ聞ところ也 二七 此ハ唯我儕の業の輕めらるゝ危ある耳ならずアシア及び天下擧て奉る所の大なる女神アルテミスの宮も藐せられ其威光も亦滅べし 二八 彼等これを聞て甚しく怒さけび曰けるハ大なるかなエペソ人のアルテミスよ 二九 是ふ於て擧邑大ふ擾れパウロの同行なるマケドニヤ人のガイオスとアリスタルコを執へ彼等心を合せて戲園に擁入り 三〇 パウロろの人々の中に入んとせしに弟子たち之を許さゞりき 三一 またアシアの祭を司ゞる者の中ふ彼と親き者等ありて人を彼に遣し其自ら戲園に入ざらん事を求たり 三二 其時ある人ハ彼事をいひ或人ハ此事を言さけべり蓋會衆みだれて大半ハ何の爲に集れるかを知ざれば也 三三 是に於てユダヤ人アレキサンデルに出ん事を勸ければ或人群集の中より之を推出しぬアレキサンデル手を搖し民に向て事實を告んとせしが 三四 彼等ろのユダヤ人たるを知が故に皆ふなじく聲を揚て大なる哉エペソ人のアルテミスよと二時ゝかりの間さけびへり 三五 書記官人々を撫て曰けるハエペソの人々よ此エペソハ天より落し大なるアルテミスの殿に事る邑なるを知ざる者あらん乎 三六 此事ハ駁すこと能ざれば爾曹靖息にして猥に事を作べからず 三七 夫この人々ハ殿の盜賊にも非ず爾曹の女神を讟す者にも非ず然るに爾曹これを曳來れり 三八 デメテリヨ及び偕にある所の工人もし人を訴る事あらば聽訟の日あり且方伯ふれば互に之を訟ふべし 三九 もし他の事由ふついて求る事あらば律法ふ合ふ會に於て定むべし 四十 われら今日の騒擾に就てハ訴られんことを恐る蓋この會について辭解べき言なければ也 四一 如此かたりて會を散せり

第二十章

騒擾の定し後パウロハ弟子等を呼別を告マケドニヤに往んとて出立ぬ 二 ろの地を經ふはくの言を以て人々を勸めギリシヤふ至り 三 此に三ケ月留りて後スリヤに航らんとせし時ユダヤ人かれを害せんと謀ければマケドニヤを過て返んと意を定たり 四 彼と偕にアシアまで至し者ハブロスの子ベレアのソパテル及テサロニケ人のアリスタルコとセクンドデルベのガヨスとテモテ並アシアのテキコとトロピモなり 五 此徒ハ先ち往てトロアスに於て我儕を俟り 六 除酵節の後われらピリピより舟出して第五日にトロアスに至り彼等に過て其處に七日留れり○ 七 一週の首の日われらパンを擘爲に集りしゞパウロ次の日出立ん事を意ひ彼等に道をかたり講つゞけて夜半に至れり 八 彼等ゞ集れる樓に多の燈あり 九 ユテコと名る一人の少年窓に倚て坐し熟睡り居しゞパウロの道を講れること久かりければ彼睡に因て三階より墮これを扶起しふに既に死り 十 パウロ下て其上に伏てこれを抱て曰けるハ爾曹憂咷ゞ勿れ此人の生命ハ中にあり 十一 斯てパウロ復上りパンを擘て食ひ久しく彼等と語り天明に及て出立り 十二 人々この少年を携て其活るを見て甚だ慰めり 十三 偖われら舟にのり先ちてアソスに漕ろの處にてパウロを登んとせり蓋かれ陸より往んと自ら如此ハ定しなり 十四 彼アソスに於て我儕に遇ければ彼を登てミテレヲに至り 十五 彼處より舟出して次日キヨスの對に至り又次日サモスに着トログリヒムに泊り次日ミレトスに至れり 十六 蓋パウロアシアに時を費さゞる爲に舟にてエペソを過んと意を定しゞゆゑ也かく定しハ彼なるべくハペンテコステの日

イ 哥前十六〇五 撒前一〇三
ロ 徒十九〇廿一
ハ 徒九〇廿三、三〇十二、廿五〇三 哥後十一〇廿六
ニ 羅十六〇廿一 徒十九〇廿九、廿七〇二
ホ 西四〇十 西四〇七 提前六〇十
ヘ 徒十六〇一 西四〇七 提後四〇十二
ト 撒前六〇廿一 多三〇十二
チ 徒廿一〇廿九 提後四〇廿
リ 徒十二〇十四、十五、廿三 出十二〇十四、十五、廿三
ヌ 徒十六〇八 哥後二〇十二 提後四〇十二
ル 哥前十六〇二 默一〇十 徒二〇四十二、四十六 哥前十〇十六、十一〇廿
ヲ 徒一〇十三
ワ 王上十七〇廿一 王下四〇 出四、出五
カ 太九〇廿四 路八〇五十二
ヨ 徒十八〇廿二、十九〇廿 一廿一〇四十二
タ 徒二〇一 哥前十六〇八

レ 徒廿四〇十七
ソ 徒十四〇廿三　羅前五〇一
ツ 哥後一〇十二
チ 哥前十五〇九、十　哥後十二〇七亜十
ナ 哥後十一〇廿三亜廿
ラ 可一〇十五　路廿四〇四十七　徒二〇卅八
ム 徒十九〇廿一
ウ 徒廿一〇四、十一　羅前三〇三
ヰ 提後四〇七
ノ 徒九〇十五　哥後四〇一
オ 哥後四〇八、九、十
ク 箴廿三〇五十九　徒十八〇六、哥後七〇二
ヤ 提前四〇十六　羅前五〇二、三
マ 來九〇十四
ケ 啓一〇七、十四　來九〇十二
四 來九〇十二　羅前一〇十九　默五〇九
フ 太七〇十五　羅後二〇一
コ 提前一〇廿　勒壹二〇十九
エ 徒十九〇十
テ 西一〇廿八
ア 西一〇廿八　彼前一〇四十五
サ 來十三〇九
キ 母上十二〇三、十二
ユ 徒十八〇三　哥前四〇十二
メ 羅十五〇一　哥前九〇十二
啓四〇廿八　羅前四〇十一、十五〇十四
ミ 創四十五〇十四、四十五〇廿九

レルサレムに在ことを得んと急たるに因○十七斯て彼いミレトスよりエペソに使を遣して教會の長老たちを召り　十八彼等が來し時パウロ之ゐ曰けるい我アシアゐ來りし初の日より常に爾曹の中に在て行ひし事い爾曹が知ところ也　十九即ち我すべての事ゐ謙遜やた涙を流しユダヤ人の詭謀により難難に遇て主に事へ　二十益ある事も殘す所なく之を宣て或い人々の前或い家々に於て爾曹に教へ　二一神に對ていい悔改め主イエスキリストゐ對ていい信仰すべき事をユダヤ人またギリシヤ人ゐ示せり　二二今い我心切りてエルサレムゐ往かしてゐて遇ところ如何を知ず　二三たゞ聖靈毎邑ゐ我に示していふ縲絏と患難われを俟りと　二四然ともわれい我往べき路程と主イエスより受し職ずなむち神の恩の福音を證する事を遂ん爲ゐい我生命をも重せざる也　二五今われ知なんぢらの中を遊行て神の國を傳へし我面を此後なんぢら復び見ざるべし　二六是故に我今日なんぢらに證す凡の人の血ゐ於て我い潔くして與ることなし　二七蓋われ神の旨を殘す所なく悉く爾曹ゐ宣たれば也　二八故ゐ爾曹みづから愼み且なんぢらご聖靈に立られて監督となれる其全群を愼み主の己ご血をもて買給ひし所の教會を牧ふべし　二九蓋わが去ん後この群を悟ざる暴き狼なんぢらの中に入ことを知べなり　三十亦なんぢらの中よりも弟子等を己に從せんとて悖理なる言を言出す者おこらん　三一此故ゐ爾曹儆醒せよ我三年のあひだ夜も晝も斷ず涙を流して各人を勸しことを憶ふべし　三二兄弟よ爾曹の德を建かつ凡の聖られし者の中に於て業を爾曹ゐ予る能ある神および其恩惠の道ゐ今われ爾曹を委ぬ　三三われ人の金銀衣服を貪りしことなし　三四我この手い我ゐよび我と偕ゐ在し者の需用に俱し事い爾曹が知ところ也　三五われ爾曹も如此勤勞て柔弱者を扶け且主イエスの曰給へる受るよりも與るい福也との言を心に記べきを凡の事ゐ於て示せる也　三六パウロかく語て跪づき衆人と共ゐ祈れり　三七彼等みな大ゐ哭きパウロの頸を抱て之と接吻し其再び我面を見まじといひし言に因て別ても憂をなし彼を舟まで伴へり

第二十一章　われら强て彼等に離れ舟ゐて眞直にコスゐ至り次日ロドスにゆき彼處よりパタラに至り　二ピニケに濟る舟に遇これに登て出　三クプロを望んで其を左に過スリヤに濟りツロに着り蓋この處にて舟の積荷を卸さんと爲べなり　四斯て我儕弟子たちを訪ろこに七日とゞまれり彼等靈に感じてパウロにエルサレムに往なかれと言　五然ど既に七日を過しけれど我儕出立て途につく彼等うの妻孥と共ゐ我儕を送て邑の外にまで至しが共に岸ゐ跪きて祈り　六互に別を告畢りて後われらい舟に登かれらい其家に歸れり　七我儕ツロよりトレマイに濟り既に舟路をはりぬ斯て兄弟等の安否を問かれらと偕に一日留り　八次日いでたちてカイザリヤゐ至り傳道者ピリポの家に入て共に留る此ピリポい七人の一人なり　九彼に預言する四人の女あり皆處女なり　十われら數日こゝゐ留れるときアガボスと名る一人の預言者ユダヤより下り　十一我儕が所ゐ來りてパウロの帶をとり己の手足を縛て曰けるい此の如くエルサレムにあるユダヤ人い此帶の主を縛て異邦人の手に付さんと聖靈いひ給へり　十二此事を聞て我儕と此地の者とともゝ〳〵彼にエルサレムゐ上る勿れと勸しゐ　十三パウロ答けるい爾曹なんぞ哭て我心を摧くや我主イエスの名の爲ゐい第に縛るゝのみ耳ならずエルサレムゐ死るも亦甘ずる所なり　十四かれ勸を納ざりければ我儕主の旨の如く成と曰て止　既ゐ數日を經て我儕行裝をなしエルサレムゐ上れり　十六カイザリヤの弟子等も數人われらと偕に行て我儕をクプロのナソンと云る老弟子の所ゐ宿らせんとて其家ゐ携ひ入ぬ○十七我儕エルサレムに至ければ兄弟たち欣て我儕を迎ふ　十八次日パウロ我儕と偕にヤコブの家に入しゐ長老等みな集居れり　十九パウロ彼等の安否を問且神の己を用て異邦人の中ゐ行ひ給し事を一々告ければ　二十かれら之をきゝ主を崇かつ彼ゐ曰けるい

イ 徒一〇廿三
ロ 徒廿〇廿六
ハ 創一〇十一
ニ 啓四〇十一　羅後六〇五
ホ 徒六〇五、八〇廿六、四十
ヘ 耳三〇廿八　徒二〇十六、十七
ト 徒十一〇廿八
チ 徒十〇廿三、廿一〇卅三
リ 徒廿八〇十七
ヌ 徒廿〇廿四
ル 母上三〇十八　太六〇十、二、廿六〇四十二、廿二〇四十二
ヲ 母上十七〇廿二
ワ 徒十五〇四
カ 徒十五〇四、六
ヨ 徒十五〇十二　羅十五〇十八、十九
タ 徒十五〇十二　羅十五〇十

タ 徒廿二〇三 羅十〇二 加一〇十四
レ 徒十六〇一至三 哥前九〇十九至廿一
ソ 加二〇三至五
ツ 民六〇二、十三、十八 徒十八〇十八
子 徒十五〇廿至廿九
ナ 民六〇十三至十七
ラ 徒十九〇一、八至十、廿四〇十八
ム 徒廿六〇廿一
ウ 徒六〇十三、廿四〇五、六
井 徒廿〇四
ノ 徒廿六〇廿一
オ 約十六〇二
ク 徒廿三〇廿七、廿四〇七
ヤ 徒廿〇廿三、廿一〇十一
マ 路十三〇十八 約十九〇十五 徒廿二〇廿二

兄弟よ爾ユダヤ人の信ぜしもの幾萬なるを知かれらい皆律法に熱心おる者おり　二なんぢ異邦人の中にあるユダヤ人ゐ教てモーセを棄しめ且兒子に割禮を行ふ勿れと言りと告る者あり彼等これを聞たり　三今いかに爲べきや多の人々爾の來れるを聞て必ず集らん　三是故に爾われらが言ところに從へ我儕に誓願のもの四人あり　四爾此人々を携へ之と偕に潔事をなし代て其費を贖ひ彼等に髮を雜ることを得しめよ然ば人々なんぢに就て聞し所みな虛にして爾ゞ律法を守て行へる事を知べし　五信じたる異邦人にい我儕すでに書をかき還て斯る類の事い守るに及ずたゞ偶像に獻し物と血と勒殺しゝ者および姦淫とを慎む可と定たり　六斯てパウロい次日この人々を携へて之と偕に潔事をなし且かれら各人の爲に供物を獻べき事と其期までに潔事の日を盡さん事を殿に入て告　七日をはらんと爲るときアシアより來しユダヤ人パウロの殿に居を見て凡の民を聳動しめ彼を執へ　八喊叫けるい イスラエルの人々我儕を助よ此人い遍く教を傳へこの民と律法と此處に逆ふ者なり又ギリシヤ人をも引て殿に入この聖所を汚たり　九蓋かれら曩にエペソ人トロピモと云る者のパウロと共に城下に在しを見てパウロ之を殿に引入しと意へる也　十是に於て擧邑さわぎたち人々趨集りてパウロを執へ之を殿より曳出しければ直に其門を閉たり　十一彼等すでにパウロを殺さんとせし時あまねくエルサレム紛亂たりとの風聲千夫の隊の長に聞えければ　十二彼たゞちに兵卒と百夫の長等を率ゐ彼等の所に趨下れり彼等千夫の長と兵卒を見てパウロを扑ことを止　十三其とき千夫の長近りてパウロを執へ命じて二の鏈にて之を繫せうの誰たる又何事を行しかを問たり　十四衆の人々のうち或い彼事をいひ或い此事を言さけび亂に因て千夫の長ろの實情を知こと能ずず是故に命じて彼を博營に曳往しめたり　十五衆の人々後に從ひて彼を殺せと呼さけび擁迫るに因て階に及るとき兵卒パウロを負り

ケ 徒五〇卅六
フ 徒九〇十一、廿二〇三 腓三〇五
コ 徒廿二〇廿五至廿九
エ 徒十二〇十七
イ 徒廿一〇卅九 哥後十一〇廿二 腓三〇五
ロ 徒五〇卅四
ハ 申卅三〇三 出下四〇卅八
ニ 路十〇卅九
ホ 徒廿六〇五
ヘ 羅十〇二
ト 徒八〇三、廿六〇九至十一 腓三〇六 提前一〇十三
チ 徒九〇二、廿六〇十、十二
リ 徒九〇三至廿二、廿六〇十二至十八
ヌ 但十〇七 徒九〇七
ル 徒十〇廿二 提前三〇七
ヲ 徒九〇十七
ワ 徒三〇十三、五〇卅
カ 徒三〇十四、七〇五十二

パウロ曳れて陣營に入んとせし時千夫の長に曰けるゝ我なんぢに語て可や否かれ答けるい爾ギリシヤの方言を識や　三爾い曩に亂を起し四千人の凶徒を率て野に出しエジプト人ならず乎　四パウロ曰けるゝ我ゝ

キリキヤのタルソに生しユダヤ人にて鄙邑の民に非ず願くい民に語ることを我に許せ　千夫の長これを許ければパウロ階の上にたち民に向て手を搖し其大に靜れるときヘブルの方言をもて彼等に語れり

第二十二章

人々兄弟および父等よ請いま我ゞの陳んとする事實を爾曹きけ　二彼等うのヘブルの方言に語るを聞ていよ〳〵靜れり　三パウロ曰けるい我ゝユダヤ人にてキリキヤのタルソに生れ而して此邑のガマリエルの足下にて長られ先祖の嚴なる律法に由て教られ神に熱心おりし事い今日の爾曹すべての者の如なりき　四われ曩に斯道の人を男女とも縛かつ獄ゐ解し死に至るまでに之を窘たり　五即ち祭司の長と長老會の人の我に就てみな誇をなすが如し我彼等より兄弟等に遣る書を受ダマスコにをる者を縛てエルサレムに曳來り刑を受しめんとて彼處に赴けり　六然ゞ我ゆきてダマスコに近けるに時おほよそ日中たちまち天より大なる光ありて我を環照せり　七われ地に仆る其時サウロサウロ何故われを窘るやといふ聲を聞　八われ答けるい主よ爾い誰ゞや我に曰けるい我い爾ゞの窘る所のナザレのイエスおり　九我と偕に在しもの光を見て懼たり然ど我に語し者の聲を聞ざりき　十我いひけるい主よ我なにを爲べきか主われに曰給ひけるい起てダマスコに往すでゐ定りし爾ゞの爲べき事ゝ彼處に於て爾に告べし　十一ろの光の耀に緣て我みるとを得ず成けれゝ我と偕に在し者の手に援られてダマスコに至れり　十二この邑に住る凡のユダヤ人の中に譽あるアナニアといふ律法に循へる神を敬ふ人　十三我もとに來り側に立て曰けるい兄弟サウロ復ひ見ことを得よ我たゞちに目を擧て彼を見たり　十四彼また曰われらの列祖の神い爾に神の旨を知しめ彼の義を見ことを得よ我ゝ